

大島町公民館使用料減免措置運用基準

大島町公民館条例第4条の2による、使用料の減免措置は、次の基準により運用しています。なお、この基準に該当しないもので必要と認められるものについては関係課と協議の上措置することができます。

- ① 町の業務及び主催・共催に関わるもの、または学校等、町の設置する機関が必要な実費のみについて負担する。
- ② 免除できる場合は次のとおりとする。
 - (1) 町が後援する催しに関連して使用する時。
 - (2) 町以外の官公庁が使用する時。
 - (3) 婦人会、青年会等社会教育団体、老人クラブ、社会福祉団体及びこれらに類する団体が公益のために使用する時。
 - (4) 観光協会、商工会及びこれらの類する団体が公益のために使用する時。
- ③ 減額できる場合は次のとおりとする。ただし、規則別表に定めるものについては適用しない。なお、減額については使用料の50%とする。
 - (1) 農漁業共同組合及びこれらに類する団体が公益のために使用する時。
 - (2) 音楽・文化サークル、スポーツ・レクリエーション団体等が練習（スポーツを除く）や会議に使用する時。
 - (3) 催しもののリハーサルで使用する時。

附則

この運用基準は平成29年6月20日から施行する。

